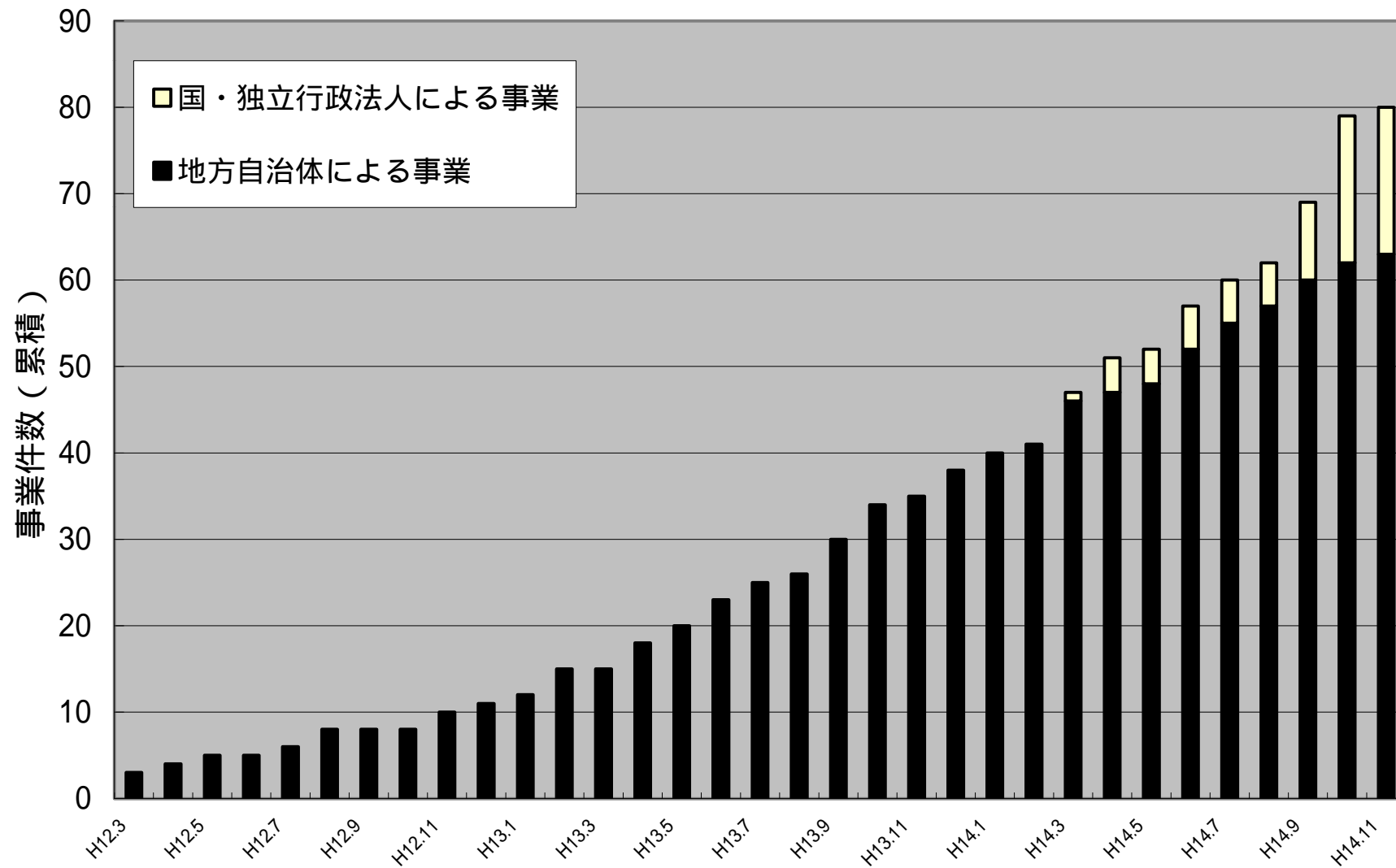


## P F I 事業件数の推移（国・地方公共団体別）



注：実施方針公表<sup>1)</sup>段階で捕捉

1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条により、公共施設等の管理者等は、特定事業の選定及び民間事業者の選定を行おうとするときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針（実施方針）を定め、遅滞なく、公表するものとされている。